

令和4年6月6日開会

①

令和4年第2回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和4年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第81号議案	令和4年度茨城県一般会計補正予算（第2号）…………… 1
第82号議案	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例…………… 5
第83号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 10
第84号議案	茨城県県税条例の一部を改正する条例…………… 11
第85号議案	茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例…………… 14
第86号議案	茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例…………… 15
第87号議案	民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例…………… 16
第88号議案	つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… 17
第89号議案	茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…………… 18
第90号議案	茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例…………… 19
第91号議案	和解について…………… 20
第92号議案	県有財産の売却処分について（宮の郷工業団地事業用地）…………… 21
第93号議案	県有財産の売却処分について（伊奈・谷和原丘陵部地区教育施設用地）…………… 22
第94号議案	県有財産の売却処分について（萱丸地区業務施設用地）…………… 23
第95号議案	県有財産の売却処分について（波崎漁港後背地用地）…………… 24
第96号議案	損害賠償の額の決定について…………… 25
報告第4号	地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について…………… 27

予

算

第81号議案

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第2号）

令和4年度茨城県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,969,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,292,448,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		211,372,271 ^{千円}	4,763,643 ^{千円}	216,135,914 ^{千円}
	1 国庫負担金	53,605,348	53,257	53,658,605
	2 国庫補助金	154,802,556	4,710,386	159,512,942
12 繰入金		21,288,611	1,871,581	23,160,192
	2 基金繰入金	20,402,046	1,871,581	22,273,627
14 諸収入		141,834,754	3,334,000	145,168,754
	4 貸付金元利収入	117,762,652	3,334,000	121,096,652
歳入合計		1,282,479,142	9,969,224	1,292,448,366

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 生活環境費		14,546,815 ^{千円}	1,594,965 ^{千円}	16,141,780 ^{千円}
	3 環境保全費	10,634,654	1,594,965	12,229,619
5 保健福祉費		300,063,985	1,802,117	301,866,102
	1 厚生総務費	113,223,913	1,802,117	115,026,030
7 農林水産業費		42,041,188	261,722	42,302,910
	1 農業費	13,103,942	136,482	13,240,424
	2 畜産業費	2,461,319	125,240	2,586,559
8 商工費		143,887,124	6,310,420	150,197,544
	1 産業政策費	115,754,941	6,310,420	122,065,361
歳出合計		1,282,479,142	9,969,224	1,292,448,366

第2表 債務負担行為補正

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
豚熱経営対策緊急支援資金利子補給	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	令和5年度	融資総額1億2千万円の融資残高に対し、茨城県豚熱経営対策緊急支援資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
豚熱経営対策緊急支援資金損失補償	茨城県豚熱経営対策緊急支援資金制度に基づき、金融機関が農業者に対し、資金を融資し、当該資金に損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該金融機関と締結する。	自 令和4年度 至 令和5年度	120,000千円

(変 更 分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	変 更 前	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和11年度	融資総額1億7,823万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
	変 更 後	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関等に対し利子補給する。	同 上	融資総額17億5,323万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
新分野進出等支援 融 資 損 失 補 償	変 更 前	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 令和4年度 至 令和19年度	96,000千円
	変 更 後	同 上	同 上	286,000千円
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 利 子 補 給	変 更 前	茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和4年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和5年度 至 令和7年度	230,235千円
	変 更 後	同 上	同 上	687,423千円

条例 ・ その他

第82号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 非常勤職員であって、次のいずれにも該当する者以外の職員

ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第2条に次の1項を加える。

2 前項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。

(1) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該非常勤職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。)(において育児休業をしている場合であって、当該子について、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第4条第3号中「当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする」を削り、「するとき」の次に「(当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき)」を加え、同号ア中「(当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合

にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第5条中「当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする」を削り、「とき」の次に「(当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき)」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「に伴い、当該」を「に伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第15条第1号中「第7条第1号ア」を「第6条第1号ア」に改め、同条第2号中「第7条第2号ア」を「第6条第2号ア」に改め、同条第6号中「育児休業等計画書(第7条第5号に規定する育児休業等計画書をいう。)」を「人事委員会規則で定める育児短時間勤務計画書」に改める。

(企業職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 非常勤職員であつて、次のいずれにも該当する者以外の職員

ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第2条に次の1項を加える。

2 前項第4号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。

- (1) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該非常勤職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている場合であって、当該子について、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするとき。

第4条第3号中「当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「するとき」の次に「（当該非常勤職員が当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときはア及びイに掲げる場合に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあってはイに掲げる場合に該当するとき）」を加え、同号ア中「（当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第5条中「当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする」を削り、「とき」の次に「（当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき）」を加え、同条に次の2号を加える。

- (3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

てはイに掲げる場合に該当するとき)」を加え、同号ア中「(当該非常勤職員が)」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号に次のように加える。

ウ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第5条中「当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする」を削り、「とき」の次に「(当該非常勤職員が当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて第2条第2項第2号に掲げる場合に該当するときは第1号及び第2号に該当するとき、人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては第2号に該当するとき)」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴い、当該」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条中「管理者」を「病院事業の管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第12条第1号中「第7条第1号ア」を「第6条第1号ア」に改め、同条第2号中「第7条第2号ア」を「第6条第2号ア」に改め、同条第6号中「育児休業等計画書(第7条第5号に規定する育児休業等計画書をいう。)」を「人事委員会規則で定める育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第83号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の478の項中「第2項並びに第16条の2第1項及び第2項」を「第16条第1項」に改め、同表の479の項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同表の480の項中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同表の480の4の項から480の9の項までを削り、同表の483の項中「第3項及び第4項」を「及び第3項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第84号議案

茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条の2中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第41条の7第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第25条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第41条の7第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、前項の申告書を提出させることができる。

第41条の9中「第73条の18第3項の規定によつて」を「第73条の18第4項の規定により」に、「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第41条の11第2項中「者は」の次に「，納期限までに」を加え、「第41条の7の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを」を削る。

第41条の13の2第3項中「者は」の次に「，納期限までに」を加え、「第41条の7の規定により当該耐震基準不適合既存住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を削る。

第41条の13の3第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「者は」の次に「，納期限までに」を加え、「第41条の7の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を削る。

付則第7条の4の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第10条第2項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第1項」に、「受けようとする旨の記載のある法第32条第13項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（法附則第33条の2第2項各号に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第23条及び第25条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削る。

付則第24条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改める。

付則第26条の4第2項中「第9項」を「第4項まで若しくは第6項から第10項」に改める。

付則第37条第1項を削り、同条第2項中「付則第7条の4の2第1項及び第3項並びに」を「付則第7条の4の2第3項及び」に、「付則第7条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに付則第26条の4第3項」を「これらの規定」に、「令和3年」とあるのは」を「令和3年」とあるのは、」に改め、同項を同条第1項とする。

付則第38条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第24条第1項及び第38条第1項の改正規定 公布の日
- (2) 付則第7条の4の2第1項、第26条の4第2項及び第37条の改正規定並びに次条の規定 令和5年1月1日
- (3) 第26条の2及び付則第10条第2項の改正規定並びに付則第3条の規定 令和6年1月1日
(県民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例（次項及び第4項において「新条例」という。）付則第7条の4の2第1項から第3項までの規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号。以下この項及び次項において「所得税法等改正法」という。）第11条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。第4項において「新租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第4項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第3項及び第4項において「旧租税特別措置法」という。）第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第3項及び第4項において同じ。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新条例付則第26条の4第2項及び第3項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に所得税法等改正法第18条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。第4項において「新震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第4項において同じ。）又は認定住宅等を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第18条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項及び第4項において「旧震災特例法」という。）第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第4項において同じ。）又は認定住宅を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における前条第2号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例付則第37条第1項の規定により読み替えて適用される同条例付則第7条の4の2第1項の規定による控除については、なお従前の例による。

4 新条例付則第37条第1項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に新租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第13条の2第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年

度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の茨城県県税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第5条 茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例(昭和38年茨城県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、県税条例第41条の7第1項本文に規定する申告書を提出すべき者にあつては、当該申告書に規則で定める書類の添付がある場合、同項ただし書の規定の適用がある者にあつては、同項本文の規定により申告書を提出すべき日までに規則で定める書類を知事に提出した場合に限り、適用する。

(茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第6条 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例(平成15年茨城県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第41条の7第1項に規定する申告書と併せて(」を「第41条の7第1項本文に規定する申告書を提出すべき法人にあつては、同項本文に規定する申告書と併せて、同項ただし書の規定の適用がある法人にあつては、同項本文の規定により申告書を提出すべき日までに(いずれの法人においても、」に改める。

(茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第7条 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例(平成28年茨城県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定は、県税条例第41条の7第1項本文に規定する申告書を提出すべき者にあつては、当該申告書に規則で定める書類の添付がある場合、同項ただし書の規定の適用がある者にあつては、同項本文の規定により申告書を提出すべき日までに規則で定める書類を知事に提出した場合に限り、適用する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第85号議案

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「2年」を「3年」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第86号議案

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年茨城県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

第13条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改め、同条第2号中「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第87号議案

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成27年茨城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表土浦市の項中「240」を「239」に改め、同表古河市の項中「228」を「225」に改め、同表結城市の項中「93」を「98」に改め、同表常陸太田市の項中「139」を「141」に改め、同表北茨城市の項中「92」を「94」に改め、同表取手市の項中「189」を「191」に改め、同表つくば市の項中「271」を「285」に改め、同表ひたちなか市の項中「246」を「245」に改め、同表鹿嶋市の項中「98」を「97」に改め、同表守谷市の項中「95」を「96」に改め、同表常陸大宮市の項中「139」を「140」に改め、同表筑西市の項中「218」を「216」に改め、同表稲敷市の項中「107」を「108」に改め、同表小美玉市の項中「89」を「88」に改め、同表茨城町の項中「61」を「62」に改め、同表東海村の項中「65」を「62」に改め、同表美浦村の項中「28」を「29」に改め、同表河内町の項中「24」を「23」に改め、同表境町の項中「47」を「48」に改める。

付 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第88号議案

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例（平成15年茨城県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「つくば市千現」を「つくば市東新井」に改める。

第3条の見出し中「支援室」を「事務室」に改め、同条中「支援室（事務室又は研究室をいう。以下同じ。）」を「事務室」に、「支援室を」を「事務室を」に改める。

第4条第1項及び第2項、第6条第5号、第7条（見出しを含む。）並びに第8条第2号中「支援室」を「事務室」に改める。

第9条第2号中「支援室」を「事務室」に改め、「ガス、水道及び下水道」を削る。

第11条並びに第14条第1号から第4号までの規定及び第6号中「支援室」を「事務室」に改める。

別表研究室の項を削る。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第89号議案

茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県道路占用料徴収条例（昭和33年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

	そ の 他 の も の		Aに0.033を乗じて得た額	を
	そ の 他 の も の		Aに0.033を乗じて得た額	に
令 第 7 条 第 14 号 に 掲 げ る 施 設			Aに0.033を乗じて得た額	

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第90号議案

茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中茨城県立笠間高等学校の項の次に次のように加え、茨城県立友部高等学校の項を削る。

茨城県立IT未来高等学校	笠間市大田町
--------------	--------

別表第2中茨城県立竹園高等学校の項の次に次のように加え、茨城県立つくば工科高等学校の項を削る。

茨城県立つくばサイエンス高等学校	つくば市谷田部
------------------	---------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。
（茨城県立友部高等学校及び茨城県立つくば工科高等学校の存続に関する経過措置）
- 2 この条例による改正前の茨城県県立学校設置条例別表第2に規定する茨城県立友部高等学校及び茨城県立つくば工科高等学校は、この条例による改正後の茨城県県立学校設置条例別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該高等学校に在学する者（茨城県立友部高等学校にあつては施行日から令和6年3月31日までの間に、茨城県立つくば工科高等学校にあつては施行日から令和7年3月31日までの間に、これらの者が属する学年に転入学し、編入学し、又は再入学した者を含む。）が当該高等学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第91号議案

和解について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に起因する損害に係る原子力損害賠償紛争解決センター令和2年（東）第620号損害賠償請求事件について、同センターから和解案の提示があったので、相手方と下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方の住所及び名称

住 所	名 称
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号	東京電力ホールディングス株式会社

2 和解の内容

- (1) 相手方は、県に対し、和解金として金2,830,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、県に対し、(1)の金員を本和解成立後14日以内に、県指定の口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、相手方の負担とする。
- (3) 本和解に定める金額を超える部分について、本和解の効力が及ばず、県が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (4) 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、県は、相手方に対して別途請求しない。
- (5) 和解費用は、各自の負担とする。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第92号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

常陸大宮市宮の郷2153番25

土 地 33,000.01平方メートル

2 売却予定価格

金 264,000,080円

3 売却処分先

常陸大宮市宮の郷2153番地25

宮の郷木材事業協同組合

代表理事 堀 川 保 彦

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第93号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

つくばみらい市富士見ヶ丘三丁目9番1

土地 29,933.79平方メートル

2 売却予定価格

金 1,197,351,600円

3 売却処分先

つくばみらい市福田195番地

つくばみらい市長 小田川 浩

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第94号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

つくば市みどりの東10番1ほか1筆
土 地 27,874.21平方メートル

2 売却予定価格

金 1,730,000,000円

3 売却処分先

東京都江東区牡丹一丁目14番1号
大友ロジスティクスサービス株式会社
代表取締役 松 村 豊 人

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第95号議案

県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

神栖市波崎新港13番10

土地 35,184.15平方メートル

2 売却予定価格

金 326,000,000円

3 売却処分先

神栖市波崎6095番地34

株式会社波崎ハイミール

代表取締役 石田和芳

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第96号議案

損害賠償の額の決定について

中央病院で発生した診療時の医療行為に係る事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 損害賠償の額 金 39,322,220円
- 2 損害賠償の相手方
個人 外1名
- 3 事故発生の日時及び場所
平成26年1月16日（木）午後9時30分頃から午後9時47分頃までの間
笠間市鯉淵6528番地中央病院内
- 4 事故の概要
中央病院所属の職員が、上記場所において相手方親族に対し、医療行為に対する適切な観察を行わなかったことにより、損害を与えた。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

報 告

報告第4号

地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記6件のおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。
原案承認されたい。

令和4年6月6日提出

茨城県知事 大井川 和彦

別記 1

和解について

水戸警察署所属の普通特種自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人
- (3) 個人

2 和解の内容

- (1) 令和3年6月7日（月）午後9時27分頃、水戸市笠原町188番地の1地先市道上で発生した事故
- (2) 事故の概要

水戸警察署所属の職員が、普通特種自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の小型自動二輪車に衝突し、損害を与えた。

- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 2,018,578円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月29日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 2

和解について

県立医療大学で実施した令和3年度学校推薦型選抜試験の採点誤りにより生じた損害について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人
- (3) 個人

2 和解の内容

- (1) 令和2年11月18日（水）に県立医療大学で実施した令和3年度学校推薦型選抜試験において、相手方が合格基準に達していたが、採点を誤ったことにより不合格となり、損害を与えた。
- (2) 茨城県が支払う損害賠償額 4,671,602円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月30日

茨城県知事 大井川 和彦

別記 3

令和 3 年度 茨城県一般会計補正予算（第10号）

令和 3 年度茨城県一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		333,125,715 ^{千円}	△ 1,070,200 ^{千円}	332,055,515 ^{千円}
	2 国庫補助金	275,029,039	△ 1,070,200	273,958,839
15 県 債		150,354,433	1,070,200	151,424,633
	1 県 債	150,354,433	1,070,200	151,424,633
歳 入 合 計		1,477,658,362	-	1,477,658,362

第2表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 316,800	千円 -	千円 316,800	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	773,300	-	773,300			
湛水防除事業	121,800	-	121,800			
土地改良事業	3,723,700	-	3,723,700			
河川事業	21,464,400	-	21,464,400			
海岸整備事業	319,800	-	319,800			
砂防事業	217,700	-	217,700			
急傾斜地崩壊対策事業	354,200	-	354,200			
港湾整備事業	2,838,200	-	2,838,200			
道路橋梁整備事業	32,582,900	-	32,582,900			
街路事業	842,700	-	842,700			
空港整備事業	6,700	-	6,700			
放課後児童クラブ整備事業	179,000	-	179,000			
産業技術専門学院整備事業	44,000	-	44,000			
体育施設整備事業	95,600	-	95,600			
公営住宅建設事業	737,000	-	737,000			
過年補助災害復旧事業	57,700	-	57,700			
現年補助災害復旧事業	107,300	-	107,300			
過年直轄災害復旧事業	54,100	-	54,100			
単独災害復旧事業	194,300	-	194,300			
児童福祉施設整備事業	109,400	-	109,400			
老人福祉施設整備事業	36,600	-	36,600			

障害福祉施設整備事業	88,100	-	88,100			
総合福祉会館整備事業	4,800	-	4,800			
県庁舎等整備事業	987,100	-	987,100			
大気汚染監視機器整備事業	1,500	-	1,500			
交通安全施設整備事業	764,400	-	764,400			
警察施設整備事業	1,969,100	-	1,969,100			
公園事業	645,600	-	645,600			
高校整備事業	3,634,400	1,070,200	4,704,600			
文化施設整備事業	206,100	-	206,100			
社会教育施設整備事業	89,700	-	89,700			
特別支援学校整備事業	417,200	-	417,200			
地域鉄道設備等整備事業	77,100	-	77,100			
石綿対策事業	69,600	-	69,600			
災害救助対策事業	1,100	-	1,100			
消防施設整備事業	49,600	-	49,600			
県立医療大学設備整備事業	170,700	-	170,700			
農業大学校施設整備事業	100,400	-	100,400			
農業総合センター施設整備事業	31,700	-	31,700			
原種苗センター整備事業	19,800	-	19,800			
畜産センター施設整備事業	43,500	-	43,500			
養豚研究所施設整備事業	55,200	-	55,200			
水産試験場施設整備事業	79,400	-	79,400			
地域活性化事業	870,700	-	870,700			

防災対策事業	670,100	-	670,100				
合併特例事業	1,615,800	-	1,615,800				
地方道路等整備事業	1,481,300	-	1,481,300				
緊急防災・減災事業	556,400	-	556,400				
上水道事業出資金	1,004,000	-	1,004,000				40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	65,370,500	-	65,370,500				30年以内 (据置期間を含む。)
退職手当債	4,000,000	-	4,000,000				
減収補填債	100,000	-	100,000				
災害援護資金貸付金	2,333	-	2,333	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)	
合計	150,354,433	1,070,200	151,424,633				

別記 4

茨城県県税条例等の一部を改正する条例

(茨城県県税条例の一部改正)

第1条 茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第40条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)、保険業及び」を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。)、保険業並びに」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者(同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業(同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第40条の5第4項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第40条の2第8項中「及び第4項第1号」を削り、「同条第1項第3号及び第4項第3号」を「同項第3号」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、「固有法人で」との次に「、同項第2号中「特別法人以外の法人」とあるのは「特別法人以外の法人(第40条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と」を加え、「掲げる事業」を「同項第2号に掲げる事業」に改める。

第40条の5第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した」を「各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た」に改め、同号ウの表を削り、同項第2号中「第72条の24の7第6項」を「第72条の24の7第7項」に改め、同条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項中「もの」の次に「(第40条第1項第1号アに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第40条の7中「同項第3号アに掲げる法人」の次に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

第41条の8の2中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が法第73条の14第1項又は第3項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の規定を適用することができる。

第41条の10中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第1項から第3項までに規定

する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1項から第3項までの規定を適用することができる。

付則第17条第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「法附則第10条の2第2項に規定する政令で定める」を「施行令附則第6条の17第2項に規定する」に改める。

付則第17条の3の2第3項中「第73条の14第6項に」を「第73条の14第7項に」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第9項」を「同条第10項」に、「第73条の14第6項、第8項及び第9項」を「第73条の14第7項、第9項及び第10項」に改める。

付則第17条の3の3中「第73条の14第6項、第8項若しくは第9項」を「第73条の14第7項、第9項若しくは第10項」に改める。

(茨城県県税条例等の一部を改正する条例付則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1条第6号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例の一部改正)

第2条 茨城県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年茨城県条例第37号）付則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1条第6号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例の一部を次のように改正する。

第40条第1項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同号イ中「第72条の24の7第6項各号」を「第72条の24の7第7項各号」に改め、同項第2号中「ガス供給業（）」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）、保険業及び」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）、保険業並びに」に改め、同項第3号中「及び電気事業法」を「、同法」に改め、「発電事業等」という。）の次に「及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（第40条の5第2項及び第3項において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第38条第2項第4号の供給区域内においてガス製造事業（同法第2条第9項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第40条の5第4項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第40条の2第3項中「この条」を「この節」に改め、同条第8項中「及び第4項第1号」を削り、「同条第1項第3号及び第4項第3号」を「同項第3号」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、「固有法人で」との次に「、同項第2号中「特別法人以外の法人」とあるのは「特別法人以外の法人（第40条第1項第1号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）」と」を加え、「掲げる事業」を「同項第2号に掲げる事業」に改める。

第40条の5第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウ中「次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した」を「各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た」に改め、同号ウの表を削り、同項第2号中「第72条の24の7第6項」を「第72条の24の7第7項」に改め、同条第2項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第4項中「もの」の次に「（第40条第1項第1号アに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32を乗じて得た金額

第40条の7中「同項第3号アに掲げる法人」の次に「若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号イ」を「資本割又は同項第3号イ」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び次条第3項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新条例第40条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）（次条第3項において「ガス製造事業者等」という。）に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号。以下この項及び次条第3項において「令和4年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前日10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を令和4年改正法第1条の規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。この項において「令和2年改正前法人税法」という。）第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。次条第3項において同じ。）に係る当該法人の個別所得金額（令和2年改正前法人税法第81条の18第1項に規定する個別所得金額をいう。次条第3項において同じ。）の計算の例により算定していたものとみなす。

第3条 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の茨城県県税条例等の一部を改正する条例（令和2年茨城県条例第37号）付則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例付則第1条第6号に掲げる規定による改正前の茨城県県税条例（以下この条において「新令和2年改正前条例」という。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新令和2年改正前条例第40条第1項第3号並びに第40条の5第2項（同項に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第3項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和2年改正前条例第40条第1項第2号に規定する導管ガス供給業及び同項第4号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス製造事業者等に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業

年度の所得を令和4年改正法第5条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を令和4年改正法第5条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法第72条の23第1項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年3月31日

茨城県知事 大井川 和彦

別記5

令和4年度 茨城県一般会計補正予算（第1号）

令和4年度茨城県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,282,479,142千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年4月8日

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		210,572,287 ^{千円}	799,984 ^{千円}	211,372,271 ^{千円}
	2 国庫補助金	154,002,572	799,984	154,802,556
14 諸収入		141,834,738	16	141,834,754
	8 雑入	10,890,742	16	10,890,758
歳入合計		1,281,679,142	800,000	1,282,479,142

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 商工費		143,087,124 ^{千円}	800,000 ^{千円}	143,887,124 ^{千円}
	1 産業政策費	114,954,941	800,000	115,754,941
歳出合計		1,281,679,142	800,000	1,282,479,142

別記 6

損害賠償の額の決定について

国道461号で発生した車両破損事故について、損害賠償の額を下記のとおり定めるものとする。

記

1 損害賠償の額 金 903,190円

2 損害賠償の相手方

個人

3 事故発生の日時及び場所

令和3年10月12日（火）午後5時頃

久慈郡大子町大字袋田2460番34地先国道上

4 事故の概要

国道461号上の待避所において、県管理地内にある樹木が倒れ、停車していた普通乗用自動車を破損した。

（注）上記賠償額については、全て東京海上日動火災保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年4月27日

茨城県知事 大井川 和彦